

生活基盤施設耐震化等交付金における 広域化事業の時限延長等に関する要望

急速な人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化した施設・管路の更新や耐震化への対応などにより、水道事業を取り巻く状況は急速に厳しさを増しており、持続的・安定的な経営を確保していくためには、水道事業体の経営基盤の強化を進める必要があります。

また、能登半島地震において長期にわたる断水が生じ、住民の生活に多大な影響を及ぼしていることを鑑みても、この対応は急務であると考えられます。

経営基盤の強化に向け、個々の水道事業体の取組のみでは限界があるため、本県では、令和5年3月に策定した「千葉県水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、水道事業の統合・広域連携を推進しています。

現在、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組んでおり、併行して、当該地域の末端給水事業体においても、統合協議が進められていますが、その他の地域においても、プランに基づき統合の機運醸成を引き続き図っていく必要がある状況です。

統合に際して必要な施設整備には多額の経費が見込まれ、生活基盤施設耐震化等交付金【広域化事業】（以下「交付金」という。）はその貴重な財源ですが、原則10年間の計画期間で令和16年度までの時限事業であることから、最大限活用するには、遅くとも令和7年4月には広域化事業に着手する必要があります。

リーディングケースでは、昨今の動力費高騰等の影響などから、財政収支の前提となる施設整備の計画や料金体系のあり方などについて、更なる検討が必要であり、やむを得ず統合時期を令和8年4月へ1年延期したところですが、協議が継続しているため統合の合意時期から統合期日までの期間が短く、統合前の広域化事業の着手が困難であることから、交付金を最大限の10年間活用できない状況となっています。

併行して統合協議を進めている末端給水事業体においても、同様に交付金を最大限活用することができない事態が生じており、その

他の地域においては、交付金を最大限10年間活用することは既に困難であることから、統合効果が発現されるまで、更なる遅れが生じることが懸念されます。

このように、統合効果の発現が十分でない、又は遅れが生じることから、国においても一層の統合・広域連携を促進するため、交付金について、以下の見直しを行うよう要望します。

- 1 統合までの協議時間（5年程度）を確保するため、令和16年度までとしていた時限を令和21年度まで延長すること。
- 2 全体計画は原則10年間としているところ、統合基本計画の計画期間内の任意の10年間を交付対象として選択できるようにする等、柔軟な運用に配慮すること。

令和6年3月19日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

千葉県知事 熊谷 俊人

